

平成 23 年度 自転車等駐車場利用登録申請要項

◆抽選 (4月1日から利用を希望される方を対象に受付けます。)

- ① 受付期間 平成 22 年 12 月 13 日(月)～平成 23 年 1 月 11 日(火) (必着)
- ② 申請方法 郵送または電子申請とします。
※ただし、電子申請の受付は平成23年1月11日(火)午後5時までです。
- ③ 申請書類 ・ 申請書
・ 結果通知用の返信用封筒 (切手¥80貼付・宛先記入のこと)
※電子申請の方は、結果通知後にご来庁できない方のみ返信用封筒をお送り下さい。
- ④ 抽 選 収容台数を超える希望があった場合、利用者立ち会いのもと抽選により決定します。(当日、会場においてにならなくても差し支えありません。)
(日時) 平成 23 年 2 月 1 日 (火) 午前 9 : 00～
(会場) 7 階 7 0 3 会議室 (エレベーターは、午前8時20分頃からです。)
※抽選結果は決定通知の発送までお知らせできません。
- ⑤ 決定通知の発送 平成 23 年 2 月 2 1 日(月)ごろ
- ⑥ 使用料納付期限 平成 23 年 3 月 9 日(水)までをお願いします。
- ⑦ 登録証交付期限 平成 23 年 3 月 9 日(水)まで (返信用封筒があれば、郵送も行います。)
なお、土日・祝祭日及び正午から午後 1 時まででは除きます。

※納付期限内に使用料の納付がない場合、登録証交付期日までに登録証を取りに来ない場合は、権利を放棄したとみなし、利用登録ができなくなりますのでご注意ください。また、決定後利用されない場合は、施設管理課までご連絡ください。なお、登録証(シール)の発行は1枚です。

◆随時 (上記の抽選による方法以降、空き状況により先着順で随時受付けます。)

- ① 受付期間 **東口開始** 平成23年3月17日(木)～午前8:30～ (17日は東口側駐車場のみ受付け)
西口開始 平成23年3月18日(金)～午前8:30～ (18日は西口側駐車場のみ受付け)
※東・西口とも受付開始初日の8:30～11:00までは7階701会議室で受付けます。なお、市役所正面出入口の開門は7時30分頃からです。また、時間外出入口からの入場はできません。(エレベーターは、午前8時20分頃始動。)
- ② 受付方法 上記期間以降4月末まで1階臨時受付場所、以降は5階施設管理課で受付けます。
(8:30～16:30まで。ただし、土日・祝祭日及び、正午から午後1時までを除く)
※郵送・電子申請可。ただし受付開始初日は午後1時からの受付となります。
- ③ 申請書類 申請書
- ④ 使用料納付期限 即日(郵送・電子申請の方は、決定通知書による。)
- ⑤ 登録証交付期限 即日(郵送・電子申請の方は、決定通知書による。)
- ⑥ キャンセル待ち 希望の駐車場の空きが出るまでのキャンセル待ちもお受けします。
※ただし、他の駐車場を登録済みの方はキャンセル待ちはできません。

☆登録申請のしかた

- ① 登録申請は御一人様1通でお願いします。
- ② 登録は、通勤・通学等で常時駅を利用する方が申し込みできます。時々駅周辺を利用される方は、登録の必要のない一時利用自転車駐車場(西第9一時、東第9一時自転車駐車場)及び民間駐車場をご利用ください。

☆年間登録期間・使用料

- ① 1 年 間 平成23年4月1日～平成24年3月31日まで(年度途中での申し込みは月割です。)
- ② 6 ヶ 月 間 平成23年4月1日～平成23年9月30日まで(10月1日以降利用希望の場合手続きが必要です。)
※翌年度以降もご利用の場合、翌年度分の申請が必要です。また、6ヶ月後の通知等はいたしませんのでご注意ください。(新年度申請の受付開始については、駐車場内の看板・広報・ホームページでご案内します。)
- ③ 使 用 料

車種	区分	1 年 間		6 ヶ 月 間	
		一 般	学 生	一 般	学 生
自 転 車		20,400	12,240	10,200	6,120
原 動 機 付 自 転 車		25,200	15,120	12,600	7,560

※学生等は減免(学生証等の写し添付)、身体障害者手帳または愛の手帳保持者と生活保護受給者は免除になりますので、別途申請が必要です。(申請書下欄を参照してください。)

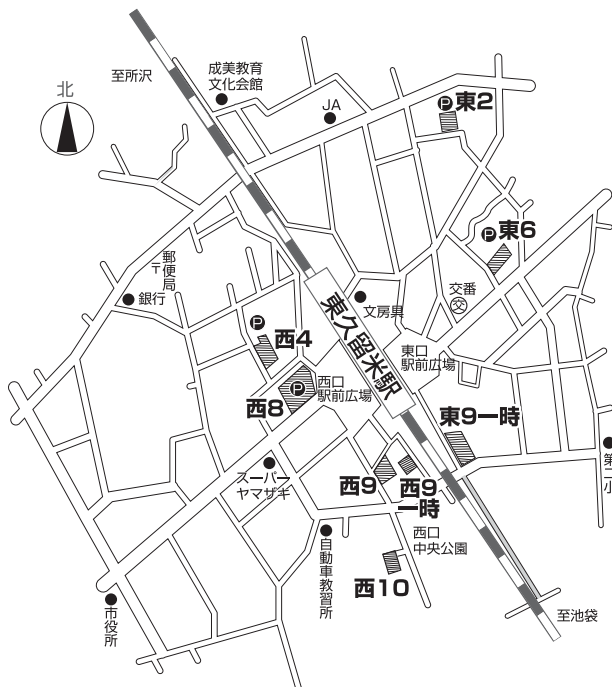
- ④ 車 種 自動二輪車は登録できません。原動機付自転車とは排気量125cc以下です。
また、三輪自転車は原付車扱いとなります。東第2自転車駐車場2階には、三輪自転車・電動自転車・原付車は駐車できません。
- ⑤ 解 約 解約された場合、使用料を還付できます。（解約月の翌月以降分を還付いたします。）
- ⑥ 変 更 登録後の駐車場の変更はできません。一度解約して、新たに手続きをしてください。駐車場内での移動も同様です。

☆利用登録が無効になる場合

- ① 一人で複数の申請をした場合及び自転車とバイクの両方を申請した場合。
- ② 記入内容等に不備があると利用登録できません。よくお読みになってから申請してください。
- ③ 原則として駅から直線にして約700メートル以内の自宅、通学先又は勤務先の方は申し込みできません。
(該当地域)
★金山町1丁目7番 ★氷川台1丁目1～12・18～26番 ★大門町1丁目全域 ★大門町2丁目5～8番
★東本町全域 ★新川町1丁目全域 ★新川町2丁目1～4・6番 ★本町1丁目～3丁目全域
★本町4丁目1～10・15・16・18～20番 ★学園町1丁目1番(1-1-9は除く)
★浅間町1丁目1番・5～6番 ★浅間町2丁目1番 ★小山1丁目1～13番 ★小山2丁目1・10番
★南沢1丁目1～5番

☆自転車駐車場での注意事項

- ① 市は登録自転車の管理をしているのではなく、場所を提供しているものです。盗難や損傷を受けても責任を負いかねますので、ご承知のうえお申し込みいただくと同時に、ご利用の際には防犯登録、記名をして、必ずカギは二重にかけていただく等の管理をお願いします。
- ② 登録自転車でも指定場所以外に駐車していると、無断駐車として撤去されます。
- ③ 近隣住民の方の迷惑になるような携帯電話による話し声やエンジン音等の騒音となるような行為はしないで下さい。（特に東2及び西10を利用される方は、ご注意願います。）
- ④ 年度途中において、入出庫の利用時間の制限をする場合がありますので、予めご了承ください。



駐車場名	登録可能車種
東第2駐車場(2階建)	自転車・原付車
東第6駐車場	自転車・原付車
東第9一時駐車場	※ ¹ 一時利用専用
西第4駐車場	※ ² 自転車・原付車
西第8駐車場	自転車のみ
西第9駐車場	自転車のみ
西第9一時駐車場	※ ¹ 一時利用専用
西第10駐車場	自転車・原付車

- ※¹ 東第9・西第9一時駐車場は一時利用専用の駐車場のため、利用登録のお申込みはできません。
- ※² 西第4駐車場は、平成23年4月1日以降自転車約150台分程度の増設予定となっております。

★利用登録に関してのお問い合わせは下記にお願いします。

東久留米市都市建設部施設管理課管理調整担当

TEL 042-470-7777 内線2740～2742